



新1号認定申請の御案内（幼稚園利用者向け）



- お子様[※]が満3歳以上の場合、私学助成対象の幼稚園・国立幼稚園の保育料について、上限額（月額25,700円）の範囲内で施設等利用給付（以下、「給付」）が支給されます。
- 給付を受けるには、施設等利用給付認定の新1号認定を受けていただく必要があります。
- 給付方法は償還払いです（一旦お支払いされた保育料分を、後日京都市から各保護者にキャッシュバック）。
- 新1号認定申請日以降が給付対象となりますので、以下の内容をよく確認いただき、必ず利用開始前に申請を行うようお願いいたします。

1 新1号認定を受けるための要件・対象

- ・ 認定開始希望日時点で京都市民であること
- ・ 認定開始希望日が満3歳の前日以降であること（※1）
- ・ 私学助成対象の幼稚園・国立幼稚園を利用中又は利用予定であること（※2）

※1 満3歳の誕生日の前日から新1号認定を受けることができます。

※2 京都市内では、以下の幼稚園は私学助成の対象ではありません（新1号認定対象外）。以下の幼稚園の無償化を受けるためには、新1号認定ではなく1号認定が必要です。幼稚園の最新情報及び1号認定の手続きは、裏面5に記載の京都市ホームページを確認してください。

◀新1号認定対象外の幼稚園▶（令和7年10月時点）

紫明幼稚園、とうりん幼稚園、寺之内幼稚園、鴨東幼稚園、コドモのイエ幼稚園、下鴨幼稚園、八条幼稚園、本願寺中央幼稚園、龍谷幼稚園、光徳幼稚園、いずみ幼稚園、山科幼稚園、洛東幼稚園、西山幼稚園、桃山幼稚園及び全ての市立幼稚園

（令和8年4月以降は以下の幼稚園も新1号認定対象外となる予定です）

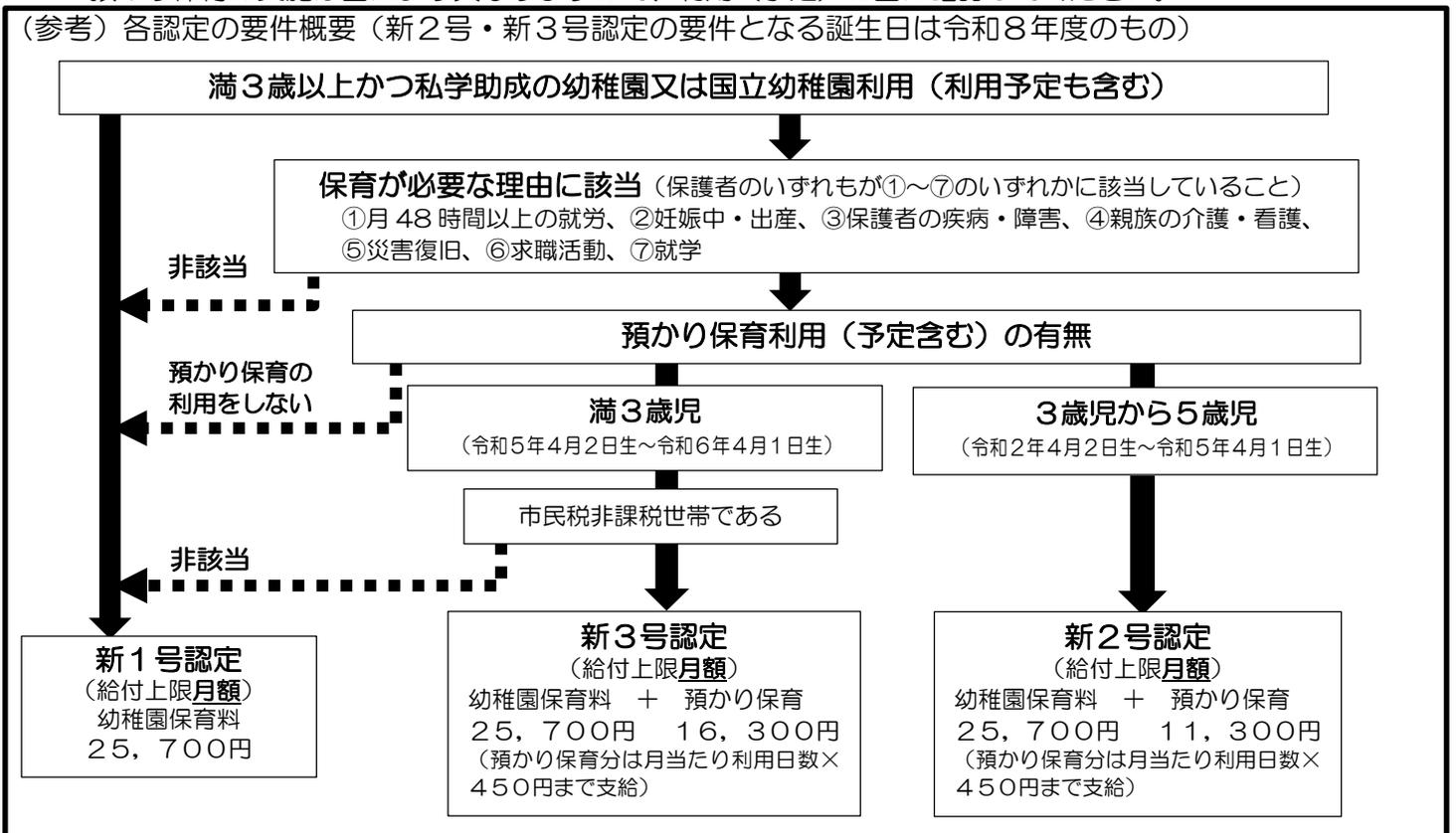
北野幼稚園、聖ドミニコ学院京都幼稚園、洛陽幼稚園、相愛幼稚園、マクリン幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、泉山幼稚園、其枝幼稚園、東山幼稚園、栄光幼稚園、御室幼稚園、嵯峨幼稚園、洛西せいか幼稚園、砂川幼稚園

（幼稚園の預かり保育も利用される方へ）

以下の要件に該当する場合、新2号又は新3号認定を受けることで、預かり保育分の利用料も上限額の範囲内で無償化されます。以下の要件に該当される方は、新2号・新3号認定の申請を行ってください（新2号・新3号認定の申請については、裏面5の京都市ホームページを参照してください）。

預かり保育の実施は園により異なりますので、利用（予定）の園に確認してください。

（参考）各認定の要件概要（新2号・新3号認定の要件となる誕生日は令和8年度のもの）



※ 上記の給付金額は私学助成対象の幼稚園又は国立幼稚園利用の場合の金額です。利用施設・サービス等により、給付内容は異なるため、施設別の無償化内容は、裏面5の京都市ホームページを参照してください。

裏面も確認ください

2 申請手続

同封している「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を以下の提出先まで提出してください。
認定開始日は申請日（京都市に申請書類が届いた日）以降になります。認定開始日を申請日以前に遡ることはできないため、必ず利用開始日までに申請をお願いします。

※ 京都市内へ転入予定の方は、住民票異動の手続きが完了してからの認定になります。

| 利用開始月 | 提出期限・提出先 |
|----------|--|
| 令和8年4月 | <u>令和7年12月1日</u> までに利用中または利用予定の幼稚園に提出 上記期限に間に合わない場合、 <u>令和8年3月31日（必着）</u> までに <u>事務集中室に郵送</u> 又は <u>お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室に提出</u> |
| 令和8年5月以降 | 利用が決定し次第、 <u>利用開始日まで</u> に <u>事務集中室に郵送</u> 又は <u>お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室に提出</u> |

郵送の場合の提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎6階
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

※ 郵送での提出の場合、市販の封筒に「施設等利用給付認定申請書在中」と記入してください。

3 給付内容・給付方法（新1号認定の場合）

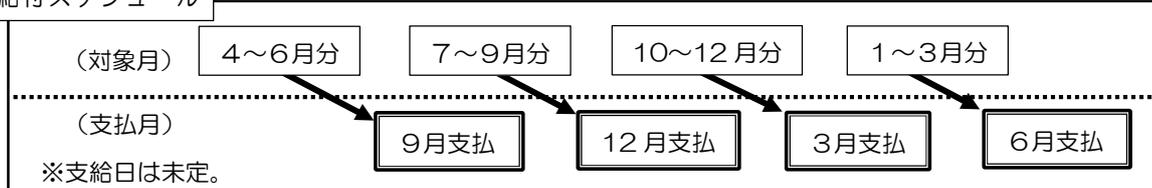
幼稚園の保育料について上限月額25,700円の範囲内で、一度園にお支払いされた分を各保護者に京都市からキャッシュバックします（償還払い）。

支払いスケジュールは以下のとおりです（3か月ごとに3か月分をまとめて給付）。

※ 幼稚園からの実績報告時期により、給付対象月が異なる場合があります。

※ 幼稚園の給食材料費、送迎バス等の通園送迎費、制服代等は無償化の対象外です。

給付スケジュール



4 申請後に手続が必要な場合

以下の場合、変更手続が必要となりますので、変更申請書を提出してください。変更手続の書類一式は、京都市ホームページ（以下5参照）、各区役所・支所子どもはぐくみ室、各幼稚園で配布しています。

- ① 住所を変更する場合（市内転居、市外転居※）
- ② 世帯構成が変わる場合
- ③ 退園・入園辞退する場合
- ④ 認定区分を変更する場合（新1号→新2号等）
- ⑤ 給付の振込先口座を変更したい場合

※ 市外転居の場合は、京都市での認定は転出日前日までとなります。

引き続き施設を利用する場合は、京都市の認定撤回手続と併せて、必ず転出日までに転出先自治体の無償化関連の手続を行ってください。

5 問合せ先

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎075-254-7216

<京都市の関連ホームページ>

新1号~新3号認定の申請書類や変更手続に必要な書類等



利用施設別に必要となる認定や無償化の内容



京都市内の私立幼稚園一覧



1号認定の申請案内（表面に記載の新制度幼稚園利用の場合は1号認定の申請が必要）

